○上尾伊奈資源循環組合建設コンサルタント等業務最低制限価格取扱要綱

令和５年５月１６日告示第１０号

上尾伊奈資源循環組合建設コンサルタント等業務最低制限価格取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、組合が競争入札により建設コンサルタント等業務の請負契約を締結しようとする場合において、最低制限価格を設定するときの当該最低制限価格の算定の方法その他最低制限価格を設けて執行する建設コンサルタント等業務に係る競争入札に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「建設コンサルタント等業務」とは、次に掲げる業務をいう。

(1)　測量業務

(2)　建築関係の建設コンサルタント業務

(3)　土木関係の建設コンサルタント業務

(4)　地質調査業務

(5)　補償関係コンサルタント業務

(6)　前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める業務

２　この要綱において「競争入札」とは、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条第３項に規定する競争入札（地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の１０の２第３項に規定する総合評価一般競争入札を除く。）をいう。

３　この要綱において「最低制限価格」とは、請負契約を締結しようとする場合において、当該価格によっては契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行をされることが困難と認められる価格をいう。

（対象とする契約）

第３条　この要綱は、設計金額が１件当たり３００万円を超える建設コンサルタント等業務に関し、競争入札により請負契約を締結しようとする場合に適用する。ただし、単価契約により実施する契約を締結しようとする場合には、適用しない。

（最低制限価格の設定）

第４条　最低制限価格は、原則として、次の各号に掲げる建設コンサルタント等業務の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の合計額に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額とする。ただし、その額が予定価格に１００分の８１を乗じて得た額を超える場合にあっては１００分の８１を乗じて得た額を、予定価格に１００分の６０を乗じて得た額に満たない場合にあっては１００分の６０を乗じて得た額をそれぞれ最低制限価格とする。

(1)　測量業務　次のアからウまでに掲げる額の合計額

ア　予定価格の算出の基礎となった直接測量費の額

イ　予定価格の算出の基礎となった測量調査費の額

ウ　予定価格の算出の基礎となった諸経費の額に１００分の５０を乗じて得た額

(2)　建築関係の建設コンサルタント業務　次のアからエまでに掲げる額の合計額

ア　予定価格の算出の基礎となった直接人件費の額

イ　予定価格の算出の基礎となった特別経費の額

ウ　予定価格の算出の基礎となった技術料等経費の額に１００分の６０を乗じて得た額

エ　予定価格の算出の基礎となった諸経費の額に１００分の６０を乗じて得た額

(3)　土木関係の建設コンサルタント業務　次のアからエまでに掲げる額の合計額

ア　予定価格の算出の基礎となった直接人件費の額

イ　予定価格の算出の基礎となった特別経費の額

ウ　予定価格の算出の基礎となったその他原価の額に１００分の９０を乗じて得た額

エ　予定価格の算出の基礎となった一般管理費等の額に１００分の５０を乗じて得た額

(4)　地質調査業務　次のアからエまでに掲げる額の合計額

ア　予定価格の算出の基礎となった直接調査費の額

イ　予定価格の算出の基礎となった間接調査費の額に１００分の９０を乗じて得た額

ウ　予定価格の算出の基礎となった解析等調査業務費の額に１００分の８０を乗じて得た額

エ　予定価格の算出の基礎となった諸経費の額に１００分の５０を乗じて得た額

(5)　補償関係コンサルタント業務　次のアからエまでに掲げる額の合計額

ア　予定価格の算出の基礎となった直接人件費の額

イ　予定価格の算出の基礎となった直接経費の額

ウ　予定価格の算出の基礎となったその他原価の額に１００分の９０を乗じて得た額

エ　予定価格の算出の基礎となった一般管理費等の額に１００分の５０を乗じて得た額

(6)　前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める業務　予定価格に１００分の６０から１００分の８１の範囲内で管理者が定める割合を乗じて得た額

２　前項の規定にかかわらず、同項の規定により最低制限価格を算出することが困難な場合は、予定価格に１００分の６０から１００分の８１までの範囲内で管理者が定める割合を乗じて得た額を最低制限価格とする。

３　第１項第１号に掲げる業務の請負契約に係る競争入札の最低制限価格を算出する場合における前２項の規定の適用については、これらの規定中「１００分の８１」とあるのは「１００分の８２」と読み替えるものとする。

４　第１項第４号に掲げる業務の請負契約に係る競争入札の最低制限価格を算出する場合における第１項及び第２項の規定の適用については、これらの規定中「１００分の８１」とあるのは「１００分の８５」と、「１００分の６０」とあるのは「３分の２」と読み替えるものとする。

（入札参加者への周知）

第５条　管理者は、前条の規定により最低制限価格を設けた場合は、当該競争入札が最低制限価格を設定している入札である旨を入札公告その他の方法により、あらかじめ明らかにしておかなければならない。

（入札の執行）

第６条　第４条の規定により最低制限価格を設けた場合において、最低制限

価格を下回る価格をもって申込みをした者があるときは、当該申込みをした者は失格とする。

（落札者の決定）

第７条　第４条の規定により最低制限価格を設けた場合、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、最低制限価格を設けて執行する建設コンサルタント等業務に係る競争入札に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（令和６年１２月２３日告示第１２号）

（施行期日）

１　この告示は、令和７年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示による改正後の上尾伊奈資源循環組合建設コンサルタント等業務最低制限価格取扱要綱（以下「新要綱」という。）第４条の規定は、一般競争入札に付する場合においては、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６第１項の規定による公告（以下この項において単に「公告」という。）をする一般競争入札において最低制限価格（新要綱第２条第３項に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を設ける場合における当該最低制限価格の算出について適用し、施行日前に公告をした一般競争入札において最低制限価格を設けた場合における当該最低制限価格の算出については、なお従前の例による。

３　新要綱第４条の規定は、指名競争入札に付する場合においては、施行日以後に地方自治法施行令第１６７条の１２第２項の規定による通知（以下単に「通知」という。）をする指名競争入札において最低制限価格を設ける場合における当該最低制限価格の算出について適用し、施行日前に通知をした指名競争入札において最低制限価格を設けた場合における当該最低制限価格の算出については、なお従前の例による。